

令和5年度（第1回）

# 安城市中部公民館活動推進協議会

日 時 令和5年4月29日（土）

午前10時30分から

場 所 中部公民館 第1会議室



## 次 第

1 市民憲章唱和

2 会長あいさつ

3 議題

(1) 令和5年度公民館事業計画について…P2～7

(2) 令和5年度公民館イベント運営区分について…P8

4 令和4年度公民館・児童センター利用実績…P10

5 その他

安城市中部公民館

# 安城市民憲章

わたくしたちは安城市民です。

わたくしたちの愛する安城を、いっそう魅力に満ちた  
生きがいのあるまちにするため、市民生活の心がまえとして、  
この憲章を定めます。

わたくしたちは、

\* たがいに助け合い住みよいまちをつくり  
ましょう。

\* きまりを守り、良い習慣を育てましょう。

\* 自然を愛し、きれいな水とみどりの  
まちを育てましょう。

\* 教養を高め、若い力を育てましょう。

\* 健康で、明るく楽しい家庭を  
つくりましょう。

安城市中部公民館

〒446-0061 安城市新田町小山西83番地

TEL (0566) 74 - 8570

## 令和5年度 中部公民館活動推進協議会 委員名簿

役 職	氏 名〈敬称略〉	所 属 ・ 役 職
会 長	平岩 宏昭	明治本町公民館長
副会長	加藤 正夫	池浦公民館長
副会長	西川 勝幸	新田公民館長
委 員	土屋 順子	大東町公民館長
委 員	花井 雅明	北明治地区老人クラブ代表
委 員	山崎 和義	池浦地区老人クラブ代表
委 員	大見 康巳	新田地区老人クラブ代表
委 員	山本 健太郎	安城北中学校長
委 員	稲留 雄一	安城中部小学校長
委 員	岡戸 俊之	新田小学校長
委 員	佐藤 貴子	安城北部こども園長
委 員	鳥居 清美	安城保育園長
委 員	大竹 和重	スポーツ推進委員代表
委 員	大見 章夫	スポーツ推進委員代表
委 員	杉浦 美紀代	民生児童委員代表
委 員	木村 直人	主任児童委員
委 員	岡田 初恵	自主グループ〈ゴスペルクワイヤー安城〉（公募）
委 員	寺島 正彦	自主グループ〈漢文講読会〉（公募）
委 員	泉 廣子	自主グループ〈タティングレース ピコット〉（公募）
事務局	兼子 鉦一	中部公民館指導員
事務局	宮川 守	中部公民館長
事務局	都染 以希	中部公民館主事
事務局	服部 明美	中部公民館職員

## 令和5年度 公民館事業計画

### 1 公民館講座

公民館において地域の特性、要望などを生かした各種の講座を前期、後期、短期に分けて開設し、知識技術の向上を図るとともに、学習を通して連帯意識の高揚を図ることを目的としています。

#### (1) 前期講座 《 5月～9月 》

講座名	回数	曜日	時間帯	対象	期間	定員
歌舞伎ソムリエ直伝 「はじめての歌舞伎」	1	火	午後	18歳以上	6月	15名
大人女子の ピラティス&ウォーキング	3	木	午前	40歳以上 女性	5月～ 7月	15名
おいしい! あんフラスweets	2	土	午後	中学生以上	5月～ 6月	10名
消しゴムはんこの世界	5	土	午前	中学生以上	5月～ 9月	12名

#### (2) 夏季講座 《 7～10月 》

講座名	回数	曜日	時間帯	対象	期間	定員
プログラミング(ロボホン を動かそう)(午前)	1	土	午前	小学生1・2 年と保護者	7月	6組
プログラミング(ロボホン を動かそう)(午後)	1	土	午後	小学生3・4 年と保護者	7月	6組
SDGsお香講座 ～蚊取り線香～	1	木	午前	小学生から 中学生	8月	12名
SDGsエコラメ石鹸 をつくろう	1	火	午前	小学生から 中学生	8月	12名
本格メンズヨガ	5	土	午後	18歳以上 男性	8月～ 10月	20名

#### (3) 後期講座 (4講座程度)

#### (4) 冬季講座 (4講座程度)

#### (5) 自主グループ主催講座

自主グループ活動の活性化及び市民の学習機会の提供の拡大を目的として、自主グループの企画・運営による講座を開催します。(自主グループの選定は公募により行います。)

## 2 乳幼児学級

### (1) 開催要項

1 目 的	共感しあえる子育ての先輩や仲間との出会いはこの時期とても大切です。学級では、『子育てのあり方や自分自身のこれからの生き方』などを学びます。
2 対 象	安城市内在住・在勤で0歳から5歳までの子供を持つ親で、原則としてすべての回に出席が可能な方。
3 定 員	8名
4 参 加 料	無料
5 託 児	首がすわっている概ね6ヶ月以上の乳幼児を対象に、無料でお預かりします。
6 場 所	中部公民館 第1会議室他 (託児は児童図書室)
7 日 時	開催日は下表のとおり。開催時間は、毎回午前10時から12時までです。 ※新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、前期後期の2期制で実施します。
8 学 習 計 画	学習テーマは、「感じる心」「聞く力」「かけがえのない仲間作り」です。内容は下表のとおりです。

### (2) 日程・内容

回	開 催 日	学 習 内 容	講 師 (敬称略)
1	5月10日(水)	(開講式) 出会いに期待を寄せて… いっぱいしゃべって交流しよう! (終了後、公園の機関車見学もあるよ!)	NPO法人 i n g
2	5月24日(水)	自分時間も大切! ～ゆったり音楽を楽しもう～	T r i o R e s o n
3	6月7日(水)	ママが笑って過ごせる味方 “ふれあい” タッチセラピー	セラピスト 尾崎志乃生氏
4	6月21日(水)	天の川銀河に住むわたしたち ～七夕星物語と“願いごと安城”をつなぐ ファンタジーの世界～ (ミニ七夕飾工作付き)	アイ・プラネッツ 安城市歴史博物館
5	7月5日(水)	仕事・家事・育児そして育自も多様でいい! ～頑張りすぎるママへのエール～ (閉講式)	NPO法人 i n g

### 3 高齢者教室

#### (1) 開催要項

1 目的	高齢者が楽しい雰囲気の中で連帯意識を育み、現代社会に対する適応能力を高めるとともに、自己の生きがいを求める学習をします。
2 対象	新田・池浦・北明治等にお住まいのおおむね65歳以上の方
3 定員	60名程度
4 受講料	無料
5 場所	中部公民館 大会議室
6 日時	開催日は下表のとおりです。開催時間は、毎回午前9時30分から11時までです。

#### (2) 日程・内容

回	開催日	学習内容	講師 〈敬称略〉
1	5月19日(金)	守れ!家族の絆! 相続遺言専門行政書士の 超楽しい終活教室	行政書士 佐山和弘
2	6月16日(金)	未定	語り部ふみの会 田中ふみ枝
3	7月21日(金)	転ばぬ先の健康体操	スタジオDO 代表 高橋千恵子
4	8月18日(金)	歌は楽しく	河口安子
5	9月22日(金)	マリンバの演奏と 若返りリトミック	マリンバ奏者 川野佳代
6	10月20日(金)	安城と徳川家康	安城市歴史博物館 学芸員

#### 4 芸能まつり

地域で活動している団体や個人のほか、中部公民館を利用し活動している自主グループなどに、日ごろの活動の成果を発表する場を提供し、地域交流を促進することを目的としています。

- (1) 日 時 令和5年9月16日(土) 午後1時から4時30分まで(予定)
- (2) 場 所 安城市中部公民館 2階 大会議室
- (3) 演 目 合唱・詩吟・チアダンス・フラダンスなど 1グループ10分以内
- (4) 出演募集 6月頃から管内の町内会及び中部公民館で活動している自主グループに募集チラシを配布
- (5) 主 催 中部公民館芸能まつり実行委員会(8頁参照)と中部公民館の共催
- (6) 協力団体 中部公民館管内の町内会、老人クラブ、出演団体、自主グループなど
- (7) 準備日程 令和5年6月3日(土) 芸能まつり実行委員会(第1回)(13:30～)  
9月2日(土) 芸能まつり実行委員会(第2回)(13:30～)  
9月16日(土) 会場準備(9:00頃～)  
9月16日(土) 会場片付け(16:30頃～)

#### 5 ふれあいウォーキング

地域で活動する団体、個人が気軽に参加でき、地域交流の促進の場の提供や、楽しみながら健康づくりを行うことを目的にしています。

- (1) 日 時 令和5年11月11日(土) 午前9時30分～12時(雨天中止)
- (2) コース 中部公民館周辺(約5kmと約2kmの2コース)
- (3) 募 集 10月上旬から公民館だより(多幸通信)による町内等回覧のほか、インターネットでの同時募集
- (4) 主 催 中部公民館ふれあいウォーキング実行委員会(8頁参照)と中部公民館の共催
- (5) 協力団体 中部公民館管内の町内会、老人クラブ、スポーツ推進委員など
- (6) 準備日程 令和5年9月2日(土) ふれあいウォーキング実行委員会(第1回)(14:30～)  
10月21日(土) ふれあいウォーキング実行委員会(第2回)(14:30～)  
11月11日(土) 会場準備など(8:00頃～)

## 6 公民館まつり

地域で活動している個人・団体や、中部公民館を利用し活動している自主グループなどに、日々研鑽を積み、創りあげた作品を発表する場を提供し、地域交流の拠点づくりを促すことを目的としています。

- (1) 開催日時 令和6年1月20日(土) 午前9時から午後4時まで(予定)  
1月21日(日) 午前9時から午後3時まで(予定)
- (2) 開催場所 安城市中部公民館
- (3) 展示作品 絵画、書、写真、手芸、生花、図画など
- (4) 参加申込 10月中旬から公民館だより(多幸通信)による町内回覧やチラシを配布。  
11月下旬までに中部公民館へ提出。
- (5) 催し物 歌や踊り、福祉施設による販売、お茶会、チャレンジ広場、ものづくり工房、SL特別開放など
- (6) 主催 中部公民館まつり実行委員会(8頁参照)と中部公民館の共催
- (7) 協力団体 中部公民館管内の町内会、老人クラブ、学校、保育園、こども園、中学生ボランティア、中部公民館で活動している自主グループ、公民館講座受講生、催し物参加団体など
- (8) 準備日程 令和5年10月21日(土) 実行委員会(第1回)(13:30～)  
10月28日(土) 自主グループ打合せ(14:00～)  
令和6年1月13日(土) 実行委員会(第2回)(10:30～)  
1月19日(金) 会場準備(9:00～)  
1月19日(金) 作品搬入(13:00～)  
1月21日(日) 作品搬出・会場片付け(15:00～)



## 7 児童センター

児童に健全な遊び場を提供することにより、児童の健康増進と情操を豊かにすることを目的としています。

0歳から18歳未満の子どもたちが自由に遊んだり、行事に参加したりして、楽しく過ごしています。なお、乳幼児は大人の付き添いが必要です。

めざす子ども像を『たくましく、心豊かな子、すすんで取り組める子、思いやれる子、感動できる子』と定め、施設の利用や子どもたちへの指導をしています。

### (1) 子育て支援事業

#### ア 赤ちゃん講座

指定月の第3木曜日または金曜日に0歳の子を持つ母親の育児講座を開催しています。

#### イ 赤ちゃんルーム

指定月の第3金曜日に、0歳親子足型スタンプや身体測定を行いながら、母親同士の交流の場を提供しています。

#### ウ わいわいタイム

毎月指定日に親子で身近なものを使った遊びを行っています。

#### エ ちゅーぶっ子タイム

行事のない平日に、親子で楽しめる手遊びや絵本の読み聞かせ、体操などを行っています。

#### オ おはなし会

毎月第2木曜日に親子で絵本などの読み聞かせを行っています。

#### カ すくすく子育て相談日

毎月第2水曜日に子育ての悩み相談を行っています。

### (2) 地域交流・体力増進事業

#### ア おいでんアート

毎月指定の土曜日に身近な材料を使った簡単な工作を行っています。

#### イ わんぱく広場

毎月第3土曜日に「体を動かすことを」をテーマにした内容の遊びを行っています。

#### ウ チャレンジ広場

公民館まつりの際に、遊びを通した三世代交流の場を提供しています。

#### エ 赤ちゃんふれあい交流事業

中学生職場体験期間に、ふれあいタイムを設定し、赤ちゃんとの異年齢交流を行っています。

### (3) 子どもの居場所づくり事業

毎月第2土曜日に、「みんなで遊ぼう」と題し、将棋やこま、オセロ、トランプなどの遊びを通して「遊び隊」の方たちと交流を楽しんでいます。

## 令和5年度公民館イベント運営区分

公民館イベントを実施するにあたっては、活動推進協議会の委員等で実行委員会を組織します。

また、活動推進協議会会長を実行委員長とし、副会長を実行副委員長とします。

団体等名称		氏名〈敬称略〉	役職	芸能 まつり	ウォー キング	公民館 まつり
活 動 推 進 協 議 会 委 員	明治本町公民館長	平岩 宏昭	委員長	○	○	○
	池浦公民館長	加藤 正夫	副委員長	○	○	○
	新田公民館長	西川 勝幸	副委員長	○	○	○
	大東町公民館長	土屋 順子	委員	○	○	○
	北明治地区老人クラブ代表	花井 雅明	委員	○	○	○
	池浦地区老人クラブ代表	山崎 和義	委員	○	○	○
	新田地区老人クラブ代表	大見 康巳	委員	○	○	○
	安城北中学校長	山本 健太郎	委員			○
	安城中部小学校長	稲留 雄一	委員			○
	新田小学校長	岡戸 俊之	委員			○
	安城北部こども園長	佐藤 貴子	委員			○
	安城保育園長	鳥居 清美	委員			○
	スポーツ推進委員代表	大竹 和重	委員		○	
	スポーツ推進委員代表	大見 章夫	委員		○	
	民生児童委員代表	杉浦 美紀代	委員		○	
	主任児童委員	木村 直人	委員		○	
	〈ゴスペルクワイヤー安城〉(公募)	岡田 初恵	委員	○		
	〈漢文講読会〉(公募)	寺島 正彦	委員			○
	〈タティングレース ピコット〉(公募)	泉 廣子	委員			○
参加グループ(芸能系)				○		
参加グループ(文化系)						○
参加団体(幼保小中)				○		○
その他参加・協力団体				○	○	○

## 【令和5年度イベント会議日程】(予定)

### 〈活動推進協議会〉

- ・ 第1回 4月29日(土) 午前10時30分～
- ・ 第2回 3月2日(土) 午前10時30分～

### 〈芸能まつり〉

- ・ 実行委員会(1回目) 6月3日(土) 午後1時30分～
- ・ 実行委員会(2回目) 9月2日(土) 午後1時30分～  
(ふれあいウォーキング実行委員会の前に開催)
- ・ 本番 9月16日(土)

### 〈ふれあいウォーキング〉

- ・ 実行委員会(1回目) 9月2日(土) 午後2時30分～  
(芸能まつり実行委員会(第2回)の後に開催)
- ・ 実行委員会(2回目) 10月21日(土) 午後2時30分～  
(公民館まつり実行委員会(第1回)の後に開催)
- ・ 本番 11月11日(土)

### 〈公民館まつり〉

- ・ 実行委員会(第1回) 10月21日(土) 午後1時30分～  
(ふれあいウォーキング実行委員会の前に開催)
- ・ 実行委員会(第2回) 1月13日(土) 午前10時30分～
- ・ 本番 1月20日(土)、21日(日)

## 中部公民館・児童センター利用状況実績（令和4年度）

令和4年度開館日数 312 日

令和3年度開館日数 313 日

### 1 公民館

#### (1) 会議室

部屋名	定員	令和4年度(4月～3月末)			令和3年度(4月～3月末)		
		利用回数	利用率	利用人数	利用回数	利用率	利用人数
第1会議室	45人	434回	46.4%	11,530人	424回	45.2%	8,830人
第2会議室	16人	226回	24.1%	4,969人	220回	23.4%	3,463人
第3会議室	30人	346回	37.0%	6,591人	339回	36.1%	5,013人
第4会議室	30人	655回	70.0%	9,454人	644回	68.6%	6,910人
大会議室	63人	735回	78.5%	13,483人	714回	76.0%	11,039人
第1和室	18人	392回	41.9%	5,627人	283回	30.1%	3,684人
第2和室	12人	242回	25.9%	5,059人	237回	25.2%	3,458人
第1実習室	16人	423回	45.2%	6,744人	369回	39.3%	4,768人
第2実習室	16人	244回	26.1%	5,440人	186回	19.8%	3,619人
合計	246人	3,697回	43.9%	68,897人	3,416回	40.4%	50,784人

利用率＝各部屋の利用回数（午前・午後・夜間合計）／開館日数／3（午前・午後・夜間）

#### (2) 図書

年 度	令和4年度	令和3年度
図書の利用人数	9,653人	10,584人
図書の貸出冊数	27,677冊	30,367冊

### 2 児童センター

年 度	令和4年度	令和3年度
幼 児	7,565人	6,138人
小学生	2,102人	1,673人
中学生	130人	149人
高校生	5人	4人
その他	7,271人	5,984人
合計	17,073人	13,948人

## 安城市公民館活動推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 安城市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和55年条例第7号）第2条に掲げる公民館（中央公民館及び北部公民館を除く。以下「公民館」という。）の活動の推進を図るため、公民館ごとに当該公民館の名称を冠した公民館活動推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (委員)

第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 公民館が所管する地域の小・中学校の代表者
- (2) 公民館が所管する地域の社会教育関係団体の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 公募による市民

2 委員の任期は、1年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 役職によって選任された委員の任期は、当該役職の期間とする。

4 委員は、生涯学習課長が任命する。

### (委員の役割)

第3条 委員の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公民館活動を推進するための意見の交換
- (2) 公民館活動に関する市民の意見の収集
- (3) 公民館活動の広報
- (4) その他公民館活動に関すること。

### (役員)

第4条 協議会に、委員の互選により、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内

2 役員任期は、委員の任期とする。

3 会長は、協議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、教育委員会が招集する。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。